

NTTビズリンク株式会社

マルチプラットフォーム監視運用サービス利用規約

制定日：2023 年 1 月 23 日

第1章 総則

第 1 条 （利用規約の適用）

NTTビズリンク株式会社（以下「当社」といいます）は、本マルチプラットフォーム監視運用サービス利用規約（以下「本利用規約」といいます）は、NTTビズリンク株式会社（以下「当社」といいます）が提供するマルチプラットフォーム監視運用サービス（以下「本サービス」といいます）の利用に関し適用されるものとします。

2 本サービスの利用にあたっては、本利用規約の他、株式会社はてな（以下「事業者」といいます）の Mackerel 利用規約が適用されるものとします。なお、本利用規約に定められていない事項については Mackerel 利用規約に定められている内容によるものとし、本サービスの内容について本利用規約と Mackerel 利用規約の内容に齟齬が生じた場合は、本利用規約の定めが優先するものとします。

3 第 5 条に定める契約者は、本利用規約を誠実に遵守するものとします。

第 2 条 （本利用規約の範囲）

本利用規約は第 5 条に定める契約者と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用します。

2 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて第 5 条に定める契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規程は、本利用規約の一部を構成するものとします。

第 3 条 （本利用規約の変更）

当社は本利用規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本利用規約の内容及びその効力発生時期を、当社 Web サイト上への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 本利用規約の変更の効力が発生した後、第 5 条に定める契約者が、特段の申し出なく、本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更に同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の利用規約によるものとします。

第 4 条 （本利用規約の公表）

当社は、当社 Web サイトにおいて、本利用規約を公表します。

第 5 条 （用語の定義）

本利用規約において使用する用語で、定義を必要とするものを以下に示します。

用語	用語の意味
1 マルチプラットフォーム監視運用サービス	契約者が当社の提供する本サービスの SaaS サーバー設備を利用して監視運用できるサービス並びにこれに付随するサービスをいいます。
2 契約者	当社が定める所定の手続きにより申し込み、当社が本サービスの利用を承諾した申込者をいいます。
3 申込者	本サービスの利用申し込みをする法人をいいます。
4 クラウド型サーバー監視サービス	被監視サーバーにインストールした監視エージェントにて収集した監視データを Mackerel クラウドに送信することで、クラウド監視・可視化を実現する事業者が提供するサービスをいいます。
5 監視・可視化クラウド	監視エージェントから送信された監視データを可視化し、監視するための基盤のことをいいます。
6 Mackerel 利用規約	事業者が定めるクラウド型サーバー監視サービスにかかる利用規約 (https://mackerel.io/ja/docs/entry/terms) をいいます。
7 当社 Web サイト	当社の Web サイト (https://www.nttbiz.com/tariff/) をいいます。
8 モニタリングサーバー	本サービスを提供するために監視エージェントをインストールし、契約者の自営電気通信設備に設置することで監視の起点として使用するサーバーをいいます。
9 SaaS サーバー設備	本サービスを提供するための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいいます。
10 契約者利用端末	当社が指定する環境が設定されている自営端末設備をいいます。

11 監視エージェント	当社及び事業者が監視データを収集するためのソフトウェアをいいます。
12 監視データ	SaaS サーバー設備により監視した結果のデータをいいます。
13 消費税等相当額	消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。
14 自営端末設備	契約者が設置する端末設備（パソコン、スマートフォン、タブレット、スマートグラス端末等も含みます。）をいいます。
15 自営電気通信設備	契約者の電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいいます。

第 5 条の 2（本サービスの種類）

本サービスには次の種類があります。

種類	内容
プラン 1	当社のモニタリングサーバーを設置しマルチ環境の統合監視・品質測定を実施するプラン
プラン 2	当社のモニタリングサーバーを設置しネットワーク品質の監視を実施するプラン
プラン 3	当社のモニタリングサーバーを設置し限定された期間においてネットワーク品質の監視を実施するプラン
プラン 4	当社の仕様に適用した契約者利用端末に監視エージェントをインストールし、限定された期間においてネットワーク品質の監視を実施するプラン

2 当社は、当社の単独の裁量により、本サービスの内容を変更することができるものとします。但し、当該変更により、本サービスの内容に重要な変更の影響が生じる場合、当社は、かかる措置を実施する日の 60 日前までに契約者に当該措置の内容を通知するものとします。

第 6 条（提供内容）

本サービスの提供内容は、以下のとおりとします。

- (1) 当社は、Mackerel 利用規約に従い、別記 1 に定める以下のクラウド型サーバー監視サービスの提供を行います。
 - ・マルチ環境における基本監視機能の提供
 - ・自動アラート通知
 - ・監視・可視化クラウドダッシュボード提供
 - ・サーバーログ監視、NW 機器ログ監視
 - ・マネージドサービス監視
- (2) 当社は、別記 1 に定める以下のサポートを提供します。
 - ・品質モニタリングレポート
 - ・保守窓口
 - ・保守支援
 - ・オペレーター電話対応
 - ・保守代行・一時対応
 - ・Wi-Fi アプリ・有線アプリ可視化

第 7 条（責任及び保証の限定）

本サービスは、以下の事項を保証するものではありません。

- (1) 当社の監視エージェントによる監視データの完全性。
 - (2) 輻輳ポイントや問題個所の原因究明。
 - (3) SaaS サーバー設備が全く停止しないこと。
- 2 本サービスで提供されるサービスと提供される情報は、契約者の設備の安全性を保証するものではありません。
- 3 契約者が、本サービスを利用中に、自営電気通信設備を変更したことによる、本サービスの中止、停止に対して当社は責任を負わないものとします。

第 8 条（本サービスの利用条件）

本サービスの利用にあたり、モニタリングサーバーを設置する場合は、契約者は自己の責任と費用負担

において、当社が指定するモニタリングサーバーを自営電気通信設備に設置するものとします。なお、当該モニタリングサーバーの設置を当社が請け負う場合はこの限りではありません。

2 本サービスの利用にあたり、監視エージェントを契約者利用端末にインストールする場合は、契約者の自己責任と費用負担において、当社が推奨する利用端末にインストールして使用いただきます。なお、当該利用端末の設定を当社が請け負う場合はこの限りではありません。

第9条（特約の制定）

当社は、本サービスの提供に必要なときは、本利用規約の特約を定めることがあります。この場合、契約者は、本利用規約とともに特約も遵守するものとします。

第2章 利用契約

第10条（利用契約の申込）

本サービスの利用にあたり、申込者は、本利用規約に同意の上、当社所定の申込書に次の事項を記載し、当社に提出するものとします。この場合、当社は、印鑑証明書、その他の公的機関が発行する証明書等の提示又はその写しの提出等を求めることがあります。

- (1) 申込者の商号、代表者、住所、電話番号
- (2) 本サービスの種類
- (3) 基本機能数、付加機能提供の有無
- (4) 利用の内訳
- (5) 契約窓口担当者名とその連絡先、技術担当者名とその連絡先、緊急時の連絡先
- (6) 請求書の送付先
- (7) その他必要事項

2 本利用規約に基づく契約（以下「利用契約」といいます）は、前項に定める申し込みに対して、当社がこれを承諾した時に成立するものとします。

3 利用契約は、本利用規約の一部を構成し、別段の特約なき限り、本利用規約の各条項の内容が適用されるものとします。本利用規約の条項と利用契約の条項が異なる場合には、当該利用契約の条項が本利用規約の条項に優先すると明記されていない限り、本利用規約の条項が優先して適用されるものとします。

第11条（申込の不承諾）

当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの利用の申込みを承諾しない場合があります。

- (1) 申込者が希望する本サービスの提供内容が、当社にとって技術上著しく困難なとき。
- (2) 申込者が、第25条（料金及び工事に関する費用）に定める料金その他の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 申込者が、その申し込みにあたり虚偽の内容を記載した申込書を提出したとき。
- (4) 申込者が本利用規約に違反するおそれがあると判断したとき。
- (5) その他、利用契約の締結が不適当と判断したとき。

2 前項の規定により、当社が本サービスの利用の申し込みを承諾しなかった場合は、当社は、申込者に対し、当社の定める方法によりその旨通知するものとします。

第12条（最低利用期間及び契約期間）

本サービスには、別紙1料金表に定めるところにより、最低利用期間又は契約期間があります。

2 前項の最低利用期間又は契約期間は、本サービスの提供を開始した日を起算日として別紙1料金表に定める期間とします。

3 契約者は、前項の最低利用期間若しくは契約期間内に利用契約の全部又は一部を解除した場合、当社が定める期日までに最低利用期間又は契約期間の残余期間分に相当する料金を一括で支払うものとします。

第3章 契約事項の変更

第13条（利用権の譲渡等の禁止）

契約者は、本利用規約及び利用契約に基づき取得した利用権（契約者が本利用規約に基づいて本サービスの提供を受ける権利をいいます。以下、同じとします。）について、譲渡、賃貸、担保提供等処分を行うことはできないものとします。

第14条（契約者の地位の承継）

契約者について相続又は合併若しくは分割（その利用権のすべてを承継させるものに限ります。以下、本条において同じとします。）により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権のすべてを承継した法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出るものとします。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 当社は前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱うものとします。

4 前各項の定めにより、契約者が、本利用規約に基づく契約者の地位を第三者に譲渡するときは、当該第三者は、契約者の有していた権利及び義務（第28条（債権の譲渡）の規定により請求事業者に譲渡された債権に係る債務を支払う義務を含みます。）を承継するものとします。

第15条（契約者の氏名等の変更）

契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所、連絡先について変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出るものとします。

2 前項の届出があったときは、当社は、契約者に対し、その届出のあった事実を証明する書類の提示を求めることがあります。

第16条（その他の契約内容の変更）

当社は、契約者から利用契約を変更したい旨の請求があったときは、第10条（利用契約の申込）に規定する申込書等に記載した契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第11条（申込の不承諾）の規定に準じて取り扱うものとします。但し、別紙1料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

3 利用契約の変更により、利用契約を一部解除しようとする場合には、契約者は、解除希望日の10営業日前までにそのことをあらかじめ当社指定の申込書にて申し込みをしなければなりません。また、当該解除が最低利用期間又は契約期間内に行われる場合には、契約者は、最低利用期間又は契約期間の残余期間分に相当する料金利用額を一括で支払うものとします。

第4章 利用中止等

第17条（利用中止）

当社は、次の場合には、本サービスの全部又は一部の利用を中止することがあります。

（1）当社の設備の変更、保守、その他の工事又は障害回復のためやむを得ないとき。

（2）天災、地変、火災その他の不可抗力等の事由により本サービスを提供できない、若しくはそのおそれがあるとき。

（3）当社が本サービスの提供の全部又は一部を中止することが望ましいと、客観的かつ合理的理由により判断したとき。

（4）第三者から本サービスの運営を妨げる行為を受け、正常なサービス提供が困難となったとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを当社 Web サイト等により契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第18条（利用停止）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。

（1）第27条（利用料金の支払）に規定する本サービスの料金等の支払いを怠ったとき、及び当社等に対する他の債務の履行を怠りまた怠るおそれのあるとき。

（2）申込書等に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。

（3）第33条（契約者の維持責任）、第37条（禁止事項）、第38条（知的財産権）、第43条（秘密保持）の規定に違反したとき。

（4）その他、当社が本サービスを契約者に提供することが不適当と判断したとき。

2 当社は、契約者が本利用規約に定める料金その他の債務について、支払期日を経過しても支払わないときは、第23条（当社が行う利用契約の解除）の適用にかえて、その料金その他の債務が支払われるまでの間、本サービスの利用を停止することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、本サービスの提供を停止するときは、当該契約者に対しその理由及び停止期間を当社の定める方法により通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第19条（本サービスの廃止）

当社は、本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

2 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。

3 当社は、本サービスの一部又は全部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

4 当社は、第1項の規定により本サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、その2カ月前までに、Web サイト等であらかじめ契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第20条（免責）

当社は、次の各号に掲げる損害については、請求原因の如何を問わず、一切の損害賠償責任を負わないものとします。

（1）本サービスの内容において、欠陥、一部削除、変更、終了及びそれらが原因で発生した契約者又は第三者の損害

（2）契約者が本サービスを利用することによって他の利用者又は第三者との間における紛争に関する損害

（3）当社は、契約者が本利用規約に反する、あるいはその恐れがある行為を行った場合に、本サービスの利用中止、利用停止又は解除などを行う場合があります。また第三者に対する権利侵害行為や違法行為などが行われている際には、契約者の情報開示や警察への通報などを行う場合があります。その際、契約者は、当社の行った処置について異議を申し立てることはできないものとし、これにより契約者に生じた損害

（4）当社は、一定期間本サービスの利用がない契約者のサービスを利用停止し、データを削除する場合があります。その際、契約者は当社の行った措置について異議を申し立てることはできないものとし、これにより契約者に生じた損害

（5）本サービスへのコンピュータウイルスの侵入に起因して契約者に生じた損害

（6）本サービスの提供にあたり用いられている当社の設備などへの第三者による不正アクセス若しくははアタック又は通信経路上における傍受で、当社が善良なる管理者の注意をもってしても防ぐことができないものに起因して契約者に生じた損害

（7）本サービスの提供にあたり用いられている当社の設備のうち当社が製造したものではないソフトウェア及びデータベースに起因して契約者に生じた損害

（8）本サービスの提供にあたり用いられている当社の設備のうち、当社が製造したものではないハードウェアに起因して契約者に生じた損害

（9）その他当社の責めに帰すべからざる事由に起因して契約者に生じた損害

第21条（損害賠償）

本サービス又は本利用規約に関連して、当社の責めに帰すべき事由により契約者に損害が生じた場合、当社の故意又は重過失に基づく場合を除き、当社は、特別の事情から生じた損害（予見の有無及び可否を問わない。）、間接的損害、派生的損害及び逸失利益については損害賠償責任を負わないものとします。本サービス又は本利用規約に関連して、当社の責めに帰すべき事由により契約者に損害が生じ、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合であっても、当社の故意又は重過失に基づく場合を除き、その賠償額は、請求原因の如何を問わず、本サービスの利用料の1カ月分の金額を上限とします。

第5章 利用契約の解除

第22条（契約者が行う利用契約の解除）

契約者は、利用契約を解除しようとするときは、解除希望日の10営業日前までにそのことをあらかじめ当社指定の申込書により通知するものとします。但し、別紙1料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによるものとします。

2 当社は、当社の基準に従い、前項に定める申込書を承諾する場合にはその旨を契約者に通知し、当該通知により、利用契約の解除手続が完了するものとします。

3 本条による解除が最低利用期間又は契約期間内に行われるものである場合には、契約者は、最低利用期間又は契約期間の残余期間分に相当する料金利用額を一括で支払うものとします。

第23条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、契約者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当社から書面で通知することにより直ちに利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

（1）契約者が本利用規約又は利用契約に違反した場合であって、その是正を求める当社からの通知を受領した後10日を経過しても当該違反を是正しないとき

（2）第18条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、6カ月を経過しても

なおその事実を解消しないとき

(3) 当社の業務の遂行若しくは当社の設備に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれのある行為をしたとき

(4) 支払停止若しくは支払不能となり、又は、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき

(5) 振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けたとき

(6) 仮差押え若しくは仮処分の命令を受け、その効力が15日以上継続した場合、又は差押え若しくは競売の申立てを受けたとき

(7) 公租公課の滞納処分を受けたとき

(8) 解散したとき(合併による場合を除く。)、清算開始となったとき、又は事業の全部(実質的に全部の場合を含む。)を第三者に譲渡したとき

(9) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の処分を受けたとき

(10) 資産、信用状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき

2 前項のほか、当社は90日前までに契約者に書面により通知した場合、又は当社が緊急やむを得ないと判断した場合、当社は利用契約を解除することがあります。

3 当社は、前二項の規定による利用契約の解除により契約者に生じた損害に対し、責任を負わないものとします。

第24条(利用契約解除時の取扱い)

利用契約が終了した場合、当該利用契約に関し、契約者及び当社は、本サービス並びに本サービスにおいて利用可能であったデータ及び情報を利用できなくなるものとします。当社は、かかるデータ及び情報の保存又は提供の義務を負わないものとし、契約者が利用契約の終了に伴って被った損害について一切の責任を負わないものとします。

第6章 本サービスの料金等

第25条(料金及び工事に関する費用)

当社が提供する本サービスに係わる料金(以下「利用料金」といいます)は、別紙1料金表に規定する料金とします。

2 当社が提供する本サービスに係わる初期導入設定に関する費用は、別紙1料金表に規定する工事費用とします。

3 前2項の料金表は改定されることがあります。この場合、当社は当社の定める方法により、契約者に通知することとします。

4 当社は、公租公課の増額や諸物価の高騰等経済的事情の変動により、本利用規約に定める利用料金及び工事費用の額が不相当となった場合、当該額の変更を契約者に対し求めることができることとします。

5 本サービスの提供が月の途中からであっても、第12条(最低利用期間及び契約期間)第2項の定めにより当該月の1カ月分の利用料金が課金されます。

6 本条の定めにかかわらず、料金表と個別の見積書(以下「個別見積書」といいます)に相違がある場合は、個別見積書に従うものとします。

第26条(消費税等)

契約者は、本サービスの提供に係る消費税等相当額を負担するものとします。なお、関連法令の改正等により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税等相当額は変更後の税率により計算するものとします。

第27条(利用料金の支払)

契約者は、当社が本サービスを提供した日を含む料金月(歴月の1日から当該月の末日までをいいます。以下、同じとします。)の翌月の初日から起算して、本契約の解除があった日を含む月の末日までの期間について、利用料金の支払いを要します。なお、利用開始日が月の途中であっても日割り計算は行わないものとします。

2 本利用規約に基づく本サービスの利用中止又は本サービスの利用停止の期間について、契約者は利用料金を支払うものとします。

3 利用規約に定める利用料金及び工事費用については、本サービスを提供した日を含む料金月の翌月に当社が契約者に請求するものとし、契約者は当社が指示する方法により期日までに支払うものとします。

4 契約者が、本利用規約並びに本サービスに基づく当社に対する債務について、当社の定める期日を経過しても支払を行わない場合、当該契約者は支払期日翌日より支払日までの期間において、年14.6%の利率で計算した金額を遅延損害金として支払うものとします。

第 28 条（債権の譲渡）

契約者は、本利用規約の規定により、支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を当社が請求事業者であるNTTドコモビジネス株式会社に譲り渡すことを承認していただくものとします。この場合、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。但し、契約者から 当該債権の譲渡を承認しない旨の申出があった場合はこの限りではありません。

2 債権を譲渡することとなる料金その他の債務に関するその他の取り扱いについては、本利用規約に別段の定めがある場合を除き、請求事業者の規約等に定めるところによるものとします。

第 29 条（端数整理）

本利用規約に基づく計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合、当該端数は切り捨てるものとします。

第 7 章 施設

第 30 条（施設の設置及び費用負担）

契約者施設内に当社の所有設備を設置する場合、契約者はその設置に要する費用を負担します。但し、設置の際の使用機器、工法等については当社の指定に従うものとします。

2 契約者施設の設置工事を当社が行った場合、契約者は当社に対し、その工事に要した費用を支払うものとします。

3 契約者は、契約者の各種変更の希望により、当社の承諾を得て契約者施設に工事を要する場合には、その費用を負担するものとします。

第 31 条（施設の撤去及び費用負担）

第 22 条（契約者が行う利用契約の解除）第 1 項及び第 23 条（当社が行う利用契約の解除）第 1 項、第 2 項により利用契約が終了したときは、当社は、契約者施設内に当社の所有設備が設置されている場合にはこれらを撤去することができるものとし、契約者はその撤去費用を負担するものとします。また、撤去に伴い引き込み線も併せて撤去する場合、契約者はその撤去費用を負担するものとします。

第 32 条（責任事項）

当社は、当社所有設備についての維持管理責任を負うものとします。なお、契約者は当社所有設備の維持管理上、第 17 条（利用中止）第 1 項により、本サービスの利用を中止することがあることを承認するものとします。

第 33 条（契約者の維持責任）

契約者は、当社の SaaS サーバー設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を、善良なる管理者の注意義務をもって取扱い、本利用規約に違反しないように利用するものとします。

2 契約者の故意又は過失により、当社施設に故障が生じた場合には、契約者はその修復に要する費用を負担するものとします。

3 契約者は、当社から割り当てられた契約者識別符号等（契約者識別符号（本サービスを利用するために当社が契約者に付与する英字及び数字の組合せをいいます。）及び暗証符号をいいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはなりません。当社は、登録情報の一致を確認した場合、当該登録情報等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとし、なお契約者は、本条項の規定を契約者が守らなかったことにより生じる損害があることを予め同意し、当社に生じた損害を賠償するものとします。

第 34 条（故障）

本サービスに異常が生じた場合、契約者は自営端末設備又は自営電気通信設備に異常がないことを確認の上、当社に通知するものとします。この場合、当社又は当社の指定する業者は、速やかに当社の SaaS サーバー設備を調査し、適切な措置を講ずるものとします。但し、契約者の電気通信設備に起因する異常については、この限りではありません。

2 前項の調査の結果、異常、故障が契約者の責めに帰す事由であった場合、又は当社の SaaS サーバー設備等に故障のないことが明らかな場合は、その調査又は修理に要した費用は契約者が負担するものとします。

第 8 章 雑則

第 35 条（通知方法）

本サービスの利用等に関する当社から契約者への諸通知は、当社の判断により、次の各号のいずれかの方法で行い、各号に定めた時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

- (1) 当社 Web サイト上への掲載：掲載された時
 - (2) 契約者が予め当社に届け出た住所への郵送若しくは電子メールアドレスへの電子メールの送信：通知が発送若しくは発信された時
 - (3) 当社が適切と判断する方法：当該通知の中で当社が指定した時
- 2 前項の届け出がないために、当社から契約者への通知等が不到達となった場合、通常到達すると考えられるときに到達したものとみなします。

第 36 条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等本サービスに係る当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知するものとします。但し、本利用規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第 37 条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用に際し、故意過失を問わず、次の各号に該当し又は該当するおそれのある行為を行ってはなりません。

- (1) 故意にモニタリングサーバーを保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為
 - (2) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為
 - (3) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為
 - (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信する行為
 - (6) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為
 - (7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為
 - (8) その他、法令、本利用規約若しくは公序良俗に反する行為、本サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為
- 2 契約者は、前項の規定に違反してモニタリングサーバーを亡失又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。
- 3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について、一切の責任を負わないものとします。

第 38 条（知的財産権）

本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の著作物（本サービスで利用するソフトウェア（以下「本ソフトウェア」といいます）、本利用規約、インタフェース条件資料、各種ソフトウェア、取扱マニュアル等を含みます。以下本条において「提供物」といいます。）、その他一切の本サービスに関する著作権（著作権法第 2 8 条及び第 2 9 条の権利を含みます。）、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他一切の知的財産権等は、当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。

- 2 契約者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱うものとします。
- (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと
 - (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、バイナリーコードからソースコード、技術、プロセス、アルゴリズム、ノウハウ、その他の情報を取得するための解析行為を行わないこと、また第三者にもこれを行わせてはならないこと
 - (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと
 - (4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと
- 3 本条の規定は、利用契約の終了後も効力を有するものとします。

第 39 条（本サービスで利用する本ソフトウェアの変更）

当社は、契約者の承諾を得ることなく、本ソフトウェアの内容変更（本ソフトウェアのバージョンアップを含みます。）を行うことができるものとします。

- 2 本ソフトウェアの変更は、本ソフトウェア提供サイトに掲示を行った時点で効力を有するものとします。

第 40 条（再販・転売の禁止）

契約者は書面による当社の同意なく、本サービスを再販・転売できないものとします。

第 41 条（個人情報及びデータ等の取扱い）

当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、プライバシーポリシー（https://www.nttbiz.com/privacy_policy/）の定めるところに従い取り扱うものとします。なお、クラウド型サーバー監視サービスにおける個人情報の取扱いに関しては、事業者が定めるプライバシーポリシー

(<https://mackerel.io/ja/docs/entry/privacypolicy>) の定めるところに従い取り扱うものとします。

2 当社は、当社が保有している個人情報について、契約者から請求があったときは、原則として開示をします。

3 契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、当社がプライバシーポリシー (https://www.nttbiz.com/privacy_policy/) に定める手数料の支払いを要します。

4 契約者は、本サービス上に投稿する情報や、本サービス利用の結果得られる各種データ、本サービス利用のため各種設定した内容(以下、併せて「契約者データ」といいます)について一切の権利を保持するものとします。

5 契約者は、契約者データについて、本サービスのサポート、サービス提供のために必要な利用権を当社に対し、付するものとします。

6 当社は、契約者が当社に提供した情報、データ等を、個人を特定できない形での統計的な情報として、当社の裁量で、利用及び公開することができるものとし、契約者はこれに異議を唱えないものとします。

第 42 条 (通信の秘密)

当社は契約者の通信の秘密を守るものとします。但し、当社は、法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、当該法令及び令状の定める範囲で前記の守秘義務を負わないものとします。

2 当社は、法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合は、第 1 項の規定にかかわらず、通信の照会に応じることができるものとします。

第 43 条 (秘密保持)

本利用規約において秘密情報とは、契約者と当社間で相互に開示される技術上又は業務上その他一切の秘密性を有する情報であって、且つ、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。

(1) 書面又は電子媒体で開示される場合において、当該書面又は電子媒体に「秘密」、「Confidential」又はこれに類似する表示を明示して受領者に開示されたもの。

(2) 口頭で開示される場合において、開示者が開示時点で秘密である旨を明確に示し、且つ、開示後 14 日以内に開示者が当該要旨を記した書面に「秘密」、「Confidential」又はこれに類似する表示を明示して受領者に交付したもの。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、秘密情報に含まれないものとします。

(1) 相手方より開示を受けるより以前に既に公知の事実である情報。

(2) 相手方より開示を受けた後、自己の責めに帰すべからざる事由により公知の事実となった情報。

(3) 正当な権利を有する第三者から適法に取得した情報。

(4) 相手方より開示を受けた時点で既に保有していた情報。

(5) 相手方より開示を受けた情報によらずして独自に開発した情報。

3 契約者及び当社は、利用契約を履行するために必要な自己の役員、従業員等に対し秘密情報を開示することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、当該役員、従業員等に対して、本条に定める秘密保持義務を負わせるものとし、当該役員、従業員等からの秘密情報の漏洩等に関するすべての責任を負うものとします。

4 契約者及び当社は、秘密情報を本利用規約又は利用契約の目的のみに利用するとともに、相手方の書面による承諾なしに第三者に相手方の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。但し、前記の定めにかかわらず、当社は、契約者の秘密情報を本サービスの提供に必要な範囲で事業者に再開示することができるものとします。

5 契約者及び当社は、利用契約が終了し、又は相手方の要請を受けた場合は、直ちに秘密情報に関する書面又は電子媒体等を相手方へ返却しなければならないものとします。なお、相手方の了解を得てこれを破棄する場合は、散逸、投棄等がなされることがないよう厳重なる注意をもって破棄しなければならないものとします。

6 契約者及び当社は、法令又は裁判所若しくは官公庁による判決、決定、命令、その他公的機関により秘密情報の開示を要求された場合、必要最小限度の範囲内で秘密情報を当該機関に対して開示することができるものとします。但し、契約者及び当社は、かかる要求があった場合、その旨を当該開示前に直ちに相手方に対し、通知するものとします。

7 契約者及び当社は、利用契約終了後においても、本条に定める秘密保持義務を負うものとします。

8 契約者及び当社は、相手方より個人情報(個人情報の保護に関する法律において定義される「個人情報」に該当するものをいう。以下、同じ)を受領した場合は、これを個人情報の保護に関する法律その他関係法令及び前各項に従い適正に取り扱うものとします。また、契約者及び当社間で別途個人情報の取り扱いにつき定めがある場合は、当該定めるところに従うものとします。

第 44 条 (契約者の氏名等の通知等)

契約者は、当社が、第 28 条(債権の譲渡)の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の契約者名、住所等、料金の請求の請求に必要となる情報並びに第 17 条(利用中止)及

び第 18 条（利用停止）の規定に基づき本サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要となる情報を請求事業者に通知する場合があることについて、同意するものとします。

2 契約者は、当社が、第 28 条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者等が本サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意するものとします。

第 45 条（輸出規制）

契約者は、本サービス及び本サービスに使用されている技術（以下「本サービス等」といいます）を利用するにあたり、外国為替及び外国貿易その他の日本国の輸出関連 法規並びに米国輸出管理規則に基づく輸出規制の対象となる可能性があること、並びにその他の国における輸出規制対象品目に該当している可能性があることを認識のうえ、これらの法規を遵守するものとし、並びに本サービス等を適正な政府の許可なくして、禁輸国若しくは貿易制裁国の企業、居住者、国民、又は、取引禁止者、取引禁止企業に対して、譲渡、輸出又は再輸出しないものとします。

2 契約者は本サービス等を、外国為替及び外国貿易法その他の日本国の輸出関連法規に定める核兵器を含む大量破壊兵器、通常兵器等の開発、製造、使用のために利用しないものとします。

第 46 条（反社会的勢力の排除）

契約者及び当社は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって 次の各号のいずれにも該当しないことを確約するものとします。

（1）自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な 行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第 2 条第 6 号）、暴力団員でなくなった時から 5 年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」といいます）であること

（2）自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること

（3）自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で 暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること

（4）自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること

（5）利用契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること

2 契約者及び当社は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に利用契約を解除することができるものとします。

（1）第 1 項に違反したとき

（2）自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき

① 相手方に対する暴力的な要求行為

② 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為

④ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

⑤ その他前各号に準ずる行為

3 契約者及び当社は、前項の規定により利用契約を解除した場合、相手方に損害が生じて、これを賠償する責を負わないものとします。

第 47 条（契約者の協力義務）

当社又は当社の指定した者は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者に対し、本利用規約及び特約に関する契約者の機器・情報・資料その他の物品の提供、及び当社が行う調査に必要な範囲で契約者の設備等への立入調査等の協力を求めることができるものとします。

（1）契約者による本利用規約及び利用契約の遵守状況を調査、確認するために必要な場合

（2）故障予防又は回復のため必要な場合

（3）技術上必要な場合

（4）その他、当社が必要と判断する理由がある場合

2 契約者は、本サービスが不正に利用され、又は利用されようとしているときには、直ちに当社に通知するものとし、本サービスの不正利用に係る当社の調査に協力するものとします。

第 48 条（非保証）

当社は、本サービスの内容に関して、特定目的に適合すること、瑕疵が存在しないこと、継続的に提供されること、若しくは有害な構成要素を含まないことの保証、又は契約者から取得した情報を含むすべての情報が安全であり、その他紛失又は損傷もしないことの保証を含め、明示であること黙示であることを問わず、法定のものであるかその他のものであるかに関わらず、いかなる種類の表明も保証もしません。

2 当社は、当社が別途明示的に表明する場合を除き、明示又は黙示を問わず、登録情報、契約者コンテンツその他利用者から提供されたいかなる情報又はデータについても、バックアップする義務を負うものではありません。契約者は、自らの責任において、すべての情報又はデータのバックアップを取るものとします。

3 当社は、本サービスと連携する外部サービスの提供者である第三者が提供するサービス、情報、個人情報の管理等について一切の責任を負いません。

第 49 条（分離可能性）

本利用規約又は利用契約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本利用規約又は利用契約の残りの規定又は部分は、継続して完全に効力を有するものとし、当社及び契約者は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力をもたせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

第 50 条（紛争の解決）

本利用規約の条項又は本利用規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2 本利用規約に関する準拠法は、日本国法とします。

3 本利用規約に関する紛争は、当社本店所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とします。

別記1「本サービス機能」

当社は利用契約者に以下機能を提供します。

No	区分	サービス内容	提供時間及び媒体	プラン 1	プラン 2	プラン 3	プラン 4
1	マルチ環境 における基 本監視機能 の提供	Ping 死活監視 応答遅延監視	24/365 モニタリン グサーバー (1 か所設 置可) PC モニタ リングホス ト (2 か所設 置可)	○ 50IP まで	○ 50IP まで	○ 50IP まで	○ 50IP まで
2		サービ死活監視 (Web/TCP/DNS) 応答遅延監視		○ 5サー ビスま で	○ 5サー ビスま で	○ 5サー ビスま で	○ 5サー ビスま で
3		サーバーリソース監視		○ 3ホス トまで	-	-	-
4		NW 機器のリソース監 視 トラフィック量監視		○ 5ホス トまで	○ 5ホス トまで	○ 5ホス トまで	-
5	自動アラ ート通知	監視しきい値を超えた 場合に自動アラートを 送信・クラウドでアラ ート一元管理	24/365 メール・チ ャット	○	-	-	-
6	監視・可視 化クラウド ダッシュボ ード提供	監視状態の可視化	24/365 Web	○	○	○	○
7	品質モニタ リングレポ ート	導入 3 カ月後に品質モ ニタリングレポート提 示 (初回のみ)	PDF	○	○	○	○
8	保守窓口	各種問い合わせ受付	受 付 : 24/365 回答 : 平日 9-17 時 メール	○	○	○	○
9	保守支援	保守支援 (解析・切り分 け支援、不具合に対して ダッシュボードベース の簡易報告、監視追加提 案、品質改善例の提示)	平日 9-17 時 メール	○	○	○	○

※マルチ環境における基本監視機能の提供にあたっては、対象の IP やサービス、ホスト数の追加が可能です。

「オプションサービス機能」

当社は利用契約者に以下機能を提供します。

No	サービス名	サービス内容
1	サーバーログ監視	サーバーのログ監視・イベント監視
2	NW 機器ログ監視	ネットワークのログ監視・イベント監視
3	マネージドサービス監視	AWS・Azure 等 各種マネージドサービスの連携監視
4	オペレーター 電話対応	・オペレーターによるアラート電話通知 ・電話による問合せ受付 ・24/365
5	保守代行・一時対応	ベンダ手配・リポート等保守対応
6	Wi-Fi アプリ可視化	利用アプリケーションを可視化し、ネットワークの詳細解析
7	有線アプリ可視化	利用アプリケーションを可視化し、ネットワークの詳細解析

附則

この規約は、令和 4 年 9 月 26 日から実施します

附則

この規約は、令和 5 年 1 月 23 日から実施します

附則

この規約は、令和 7 年 10 月 1 日から実施します